

## 《児童手当制度》の一部変更について

6月から児童手当の制度が一部変更になります。

1. 令和4年度現況届から受給者の現況を公簿などで確認することで、現況届の提出が原則不要となります。現況届の提出が必要な場合もありますので、対象の方には個別に案内します。
2. 特例給付の支給に所得上限限度額が設けられることにより、受給者の所得が所得上限限度額以上の場合は支給されません。

児童手当と特例給付は、市内に住所を有し、中学校修了前(15歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の児童を養育している父母などに支給されます。

### 所得制限表

扶養親族等の数	①所得制限限度額	②所得上限限度額
0人	6,220,000円	8,580,000円
1人	6,600,000円	8,960,000円
2人	6,980,000円	9,340,000円
3人	7,360,000円	9,720,000円
4人	7,740,000円	10,100,000円

※所得制限額は、扶養親族が1人増えるごとに38万円が加算されます。

受給者の所得が所得制限表①未満の場合 → 児童手当

受給者の所得が所得制限表①以上②未満の場合 → 特例給付

受給者の所得が所得制限表②以上の場合 → 支給されません

### 児童手当と特例給付の支給額

児童の年齢	児童1人当たりの月額	
	児童手当	特例給付
3歳未満	15,000円	5,000円
3歳以上小学校修了前	10,000円 (第3子以降は15,000円※)	
中学生	10,000円	

※第3子以降とは、高校卒業まで(18歳の誕生日後の最初の3月31日まで)の養育している児童のうち、3人目以降をいいます。

### 支給月

原則として6月・10月・2月にそれぞれの前月分までの手当を支給します。

### 認定請求(申請)

出生や転入などにより新たに児童手当(特例給付)の申請事由が生じた方は、認定請求(申請)が必要です。公務員の場合は勤務先での申請となります。

認定を受ければ、原則として、申請月の翌月分の手当から支給します。(誕生日や転入日が月末に近い場合、申請日が翌月になっても事由発生日の翌日から15日以内であれば、事由発生日の翌月分から支給します。)

### 申請に必要なもの

○申請者の健康保険証 ○申請者名義の通帳 ○申請者と配偶者の個人番号が分かるもの

※状況により、その他の書類が必要になる場合があります。

### その他の届け出

次の場合には届け出が必要です。

- ・受給者や児童が転出するとき
- ・振込口座を変更したいとき
- ・受給者や児童の氏名が変わったとき
- ・新たに児童を養育することになったときや児童を養育しなくなったとき
- ・受給者の加入する年金が変わったとき
- ・児童が児童福祉施設などに入所したときや退所したとき
- ・受給者または配偶者が所得更生したとき
- ・その他家庭状況に変更が生じたとき

## 児童扶養手当額・特別児童扶養手当額の改定について

児童扶養手当、特別児童扶養手当の支給額が令和4年4月より改定されます。

		～令和4年3月(月額)		令和4年4月～(月額)	
児童扶養手当	本体額	全部支給	43,160円	43,070円	
		一部支給	43,150円～10,180円	43,060円～10,160円	
	第二子加算額	全部支給	10,190円	10,170円	
		一部支給	10,180円～5,100円	10,160円～5,090円	
	第三子以降加算額	全部支給	6,110円	6,100円	
		一部支給	6,100円～3,060円	6,090円～3,050円	
特別児童扶養手当	1級	52,500円	52,400円		
	2級	34,970円	34,900円		

☎ 市役所児童課(内線155)

## ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター 利用料助成金のご案内(令和4年4月より開始)

### ファミリー・サポート・センターとは

保育施設への送迎や子どもの預かりなど、利用会員の要望に対して協力会員が援助し助け合う組織です。利用会員とその援助内容に応じることができる協力会員が、お子さんを交え、事前の打合せをした後、相互の信頼と了解の上で支援をしています。

### 利用料金

【基本事業】平日7:00～19:00/1時間あたり700円  
※上記以外の時間や土・日曜日、祝日などは料金が異なります。

### ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成金とは

ひとり親家庭の仕事と育児の両立や子育ての負担軽減を目的にファミリー・サポート・センターの利用料の半額を、1カ月当たり1万円を上限に補助します。ただし、交通費、食事代、おやつ代、おむつ代などの実費負担料およびキャンセル料は補助対象外です。

### 助成額

協力会員に支払った「報酬」の1/2(上限 月1万円)

### 助成対象者について

弥富市に居住するファミリー・サポート・センターの利用会員で、児童扶養手当を受給されている方。  
※令和4年4月利用分より適用となります。病児・病後児保育事業、産前・産後サポート事業は含みません。

### 助成金を受けるためには

ファミリー・サポート・センターの会員登録をされていない方は、援助活動を利用できませんので、まず会員登録を行ってください。

「弥富市ひとり親家庭ファミリー・サポート・センター利用料助成事業利用申請書」を市役所児童課に提出してください。申請した月の初日と対象世帯となった日のいずれか遅い日以降の利用分が補助対象となります。

利用後の翌月末までに、利用料助成金交付請求書を市役所児童課へ提出してください。

※申請書の様式は、市ホームページからダウンロードできます。

### 助成金に関して

☎ 市役所児童課(内線154)

### ファミリー・サポート・センターの登録・利用に関して

☎ ファミリー・サポート・センター ☎ 58-3352

## 子ども医療費受給者証の交付について

市は、令和4年4月1日からお子さんの医療費助成を、市内に在住する18歳到達年度の末日までのお子さんに拡大します。

これに伴い、令和4年度に小学1年生になられるお子さんと、新たに対象となる年齢のお子さんに「子ども医療費受給者証」を3月末に郵送でお届けしています。ただし、平成16年4月2日～平成18年4月1日生まれのお子さんは、新規交付申請が完了している方になります。(2月に各ご家庭にご案内しています。)

4月に入っても受給者証が届かない場合や受給者証の内容に変更がある場合は、速やかにお問い合わせください。

なお、小学2年生から中学3年生で「子ども医療費受給者証」をお持ちのお子さんは、令和5年3月末に新しい受給者証を郵送しますので、それまでは現在お持ちの受給者証をそのままお使いください。

☎ 市役所保険年金課(内線126・127)